

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成十八年三月十四日)

(厚生労働省令第三十五号)

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十四条第一項第二号並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を次のように定める。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 削除

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 基本方針(第四十六条)

第二節 人員に関する基準(第四十七条・第四十八条)

第三節 設備に関する基準(第四十九条)

第四節 運営に関する基準(第四十九条の二—第五十五条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第五十六条・第五十七条)

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第五十八条—第六十一条)

第四章 介護予防訪問看護

第一節 基本方針(第六十二条)

第二節 人員に関する基準(第六十三条・第六十四条)

第三節 設備に関する基準(第六十五条)

第四節 運営に関する基準(第六十六条—第七十四条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第七十五条—第七十七条)

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

第一節 基本方針(第七十八条)

第二節 人員に関する基準(第七十九条)

第三節 設備に関する基準(第八十条)

第四節 運営に関する基準(第八十一条—第八十四条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第八十五条・第八十六条)

第六章 介護予防居宅療養管理指導

- 第一節 基本方針(第八十七条)
  - 第二節 人員に関する基準(第八十八条)
  - 第三節 設備に関する基準(第八十九条)
  - 第四節 運営に関する基準(第九十条—第九十三条)
  - 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第九十四条・第九十五条)
- 第七章 削除
- 第八章 介護予防通所リハビリテーション
- 第一節 基本方針(第一百十六条)
  - 第二節 人員に関する基準(第一百十七条)
  - 第三節 設備に関する基準(第一百十八条)
  - 第四節 運営に関する基準(第一百十八条の二—第一百二十三条)
  - 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第一百二十四条—第一百二十七条)
- 第九章 介護予防短期入所生活介護
- 第一節 基本方針(第一百二十八条)
  - 第二節 人員に関する基準(第一百二十九条・第一百三十条)
  - 第三節 設備に関する基準(第一百三十一条・第一百三十二条)
  - 第四節 運営に関する基準(第一百三十三条—第一百四十二条)
  - 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第一百四十三条—第一百五十条)
  - 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
    - 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第一百五十一条・第一百五十二条)
    - 第二款 設備に関する基準(第一百五十三条・第一百五十四条)
    - 第三款 運営に関する基準(第一百五十五条—第一百五十九条)
    - 第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第一百六十条—第一百六十四条)
  - 第七節 削除
  - 第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第一百七十九条—第一百八十五条)
- 第十章 介護予防短期入所療養介護
- 第一節 基本方針(第一百八十六条)
  - 第二節 人員に関する基準(第一百八十七条)
  - 第三節 設備に関する基準(第一百八十八条)
  - 第四節 運営に関する基準(第一百八十九条—第一百九十五条)
  - 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第一百九十六条—第二百

二条)

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二百三条・第二百四条)

第二款 設備に関する基準(第二百五条)

第三款 運営に関する基準(第二百六条一第二百十条)

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百十一条一第二百十五条)

第七節 削除

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 基本方針(第二百三十条)

第二節 人員に関する基準(第二百三十一条・第二百三十二条)

第三節 設備に関する基準(第二百三十三条)

第四節 運営に関する基準(第二百三十四条一第二百四十五条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百四十六条一第二百五十二条)

第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二百五十三条・第二百五十四条)

第二款 人員に関する基準(第二百五十五条・第二百五十六条)

第三款 設備に関する基準(第二百五十七条)

第四款 運営に関する基準(第二百五十八条一第二百六十二条)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百六十三条・第二百六十四条)

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 基本方針(第二百六十五条)

第二節 人員に関する基準(第二百六十六条・第二百六十七条)

第三節 設備に関する基準(第二百六十八条)

第四節 運営に関する基準(第二百六十九条一第二百七十六条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百七十七条一第二百七十八条の二)

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第二百七十九条・第二百八十条)

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

第一節 基本方針(第二百八十一条)

第二節 人員に関する基準(第二百八十二条・第二百八十三条)

第三節 設備に関する基準(第二百八十四条)

第四節 運営に関する基準(第二百八十五条—第二百八十九条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百九十条—第二百九十二条)

附則

(第一条から附則(平成二四年三月三〇日厚生労働省令第五三号)まで 省略)

附 則 (平成二七年一月一六日厚生労働省令第四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(第二条、第三条 省略)

(介護予防通所介護に関する経過措置)

第四条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

一及び二 略

三 旧介護予防サービス等基準第一条、第八条から第十四条まで(第七条及び第十五条において準用する場合に限る。)、第十五条(第七条において準用する場合に限る。)、第十六条(第七条及び第十五条において準用する場合に限る。)、第十七条(第七条及び第十五条において準用する場合に限る。)、第十九条(第七条及び第十五条において準用する場合に限る。)、第二十一条(第七条及び第十五条において準用する場合に限る。)、第二十三条(第七条及び第十五条において準用する場合に限る。)、第二十四条(第七条及び第十五条において準用する場合に限る。)、第三十条から第三十三条まで(第七条及び第十五条において準用する場合に限る。)、第三十四条第一項から第四項まで(第七条及び第十五条において準用する場合に限る。)、第三十四条第五項及び第六項(第七条において準用する場合に限る。)、第三十四条の二(第七条及び第十五条において準用する場合に限る。)、第三十六条(第七条及び第十五条において準用する場合に限る。)、第九十六条から第十五条まで、第七十九条、第八十条第四項、第八十三条第一項及び第八十四条の規定

編注(効力持続分については、末尾に登載した改正前の「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」参照)

(平二七厚労令一〇・一部改正)

第五条 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第九十七条第一項第三号及び第八項並びに第九十九条第五項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十七条第一項第三号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
	指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の事業	当該第一号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護等	指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
第九十七条第八項	指定通所介護事業者等	第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第六項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
第九十九条第五項	指定通所介護事業者等	第九十七条第一項第三号に規定する

		第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準第九十五条 第一項から第三項まで又は指定地域 密着型サービス基準第二十二条第一 項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業 の

2 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第百十二条第一項第三号及び第七項並びに第百十四条第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項第三号	基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
第百十二条第七項	基準該当通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第五項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
第百十四条第四項	基準該当通所介護の事業	第百十二条第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

(平二七厚労令一〇・平二八厚労令一四・一部改正)

第六条 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「新介護予防サービス等基準」という。)第二百六十条第二項の適用については、同項中「指定事業者」とあるのは「指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進

するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。

- 2 新介護予防サービス等基準第二百六十条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法(以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(次項において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(次項において「指定介護予防通所介護」という。))と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

附 則 (平成二十七年一月二二日厚生労働省令第一〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月三十一日厚生労働省令第五七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月五日厚生労働省令第一四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)附則第一条第六号に掲げる施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

---

○平成二十七年厚生労働省令第四号による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(抄)

改正 平成二十七年 一月二二日厚生労働省令第一〇号

同 二八年 二月 五日同 第一四号(平成二十七年厚生労働省令第四号附則第二号第三号及び第四条第三号の規定により同令による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第一条等の規定は、なおその効力を有するとされる。)

## 目次

### 第一章 総則(第一条—第三条)

### 第二章 介護予防訪問介護

#### 第一節 基本方針(第四条)

#### 第二節 人員に関する基準(第五条・第六条)

#### 第三節 設備に関する基準(第七条)

#### 第四節 運営に関する基準(第八条—第三十七条)

#### 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第三十八条—第四十条)

#### 第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第四十一条—第四十五条)

### 第三章 介護予防訪問入浴介護

#### 第一節 基本方針(第四十六条)

#### 第二節 人員に関する基準(第四十七条・第四十八条)

#### 第三節 設備に関する基準(第四十九条)

#### 第四節 運営に関する基準(第五十条—第五十五条)

#### 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第五十六条・第五十七条)

#### 第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第五十八条—第六十一条)

### 第四章 介護予防訪問看護

#### 第一節 基本方針(第六十二条)

#### 第二節 人員に関する基準(第六十三条・第六十四条)

#### 第三節 設備に関する基準(第六十五条)

#### 第四節 運営に関する基準(第六十六条—第七十四条)

#### 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第七十五条—第七十七条)

### 第五章 介護予防訪問リハビリテーション

#### 第一節 基本方針(第七十八条)

#### 第二節 人員に関する基準(第七十九条)

#### 第三節 設備に関する基準(第八十条)

#### 第四節 運営に関する基準(第八十一条—第八十四条)

#### 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第八十五条・第八十六条)

### 第六章 介護予防居宅療養管理指導

- 第一節 基本方針(第八十七条)
- 第二節 人員に関する基準(第八十八条)
- 第三節 設備に関する基準(第八十九条)
- 第四節 運営に関する基準(第九十条—第九十三条)
- 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第九十四条・第九十五条)

## 第七章 介護予防通所介護

- 第一節 基本方針(第九十六条)
- 第二節 人員に関する基準(第九十七条・第九十八条)
- 第三節 設備に関する基準(第九十九条)
- 第四節 運営に関する基準(第一百条—第一百七条)
- 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第一百八条—第一百十一条)
- 第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第一百十二条—第一百十五条)

## 第八章 介護予防通所リハビリテーション

- 第一節 基本方針(第一百十六条)
- 第二節 人員に関する基準(第一百十七条)
- 第三節 設備に関する基準(第一百十八条)
- 第四節 運営に関する基準(第一百九条—第一百二十三条)
- 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第一百二十四条—第一百二十七条)

## 第九章 介護予防短期入所生活介護

- 第一節 基本方針(第一百二十八条)
- 第二節 人員に関する基準(第一百二十九条・第一百三十条)
- 第三節 設備に関する基準(第一百三十一条・第一百三十二条)
- 第四節 運営に関する基準(第一百三十三条—第一百四十二条)
- 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第一百四十三条—第一百五十条)
- 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
  - 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第一百五十一条・第一百五十二条)
  - 第二款 設備に関する基準(第一百五十三条・第一百五十四条)
  - 第三款 運営に関する基準(第一百五十五条—第一百五十九条)
  - 第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第一百六十条—第一百六十四条)
- 第七節 削除
- 第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第一百七十九条—第一百八十五条)

## 第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 基本方針(第八十六条)

第二節 人員に関する基準(第八十七条)

第三節 設備に関する基準(第八十八条)

第四節 運営に関する基準(第八十九条—第九十五条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第九十六条—第二百二条)

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二百三条・第二百四条)

第二款 設備に関する基準(第二百五条)

第三款 運営に関する基準(第二百六条—第二百十条)

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百十一条—第二百十五条)

第七節 削除

## 第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 基本方針(第二百三十条)

第二節 人員に関する基準(第二百三十一条・第二百三十二条)

第三節 設備に関する基準(第二百三十三条)

第四節 運営に関する基準(第二百三十四条—第二百四十五条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百四十六条—第二百五十二条)

第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二百五三条・第二百五四条)

第二款 人員に関する基準(第二百五五条・第二百五十六条)

第三款 設備に関する基準(第二百五十七条)

第四款 運営に関する基準(第二百五十八条—第二百六十二条)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百六十三条・第二百六十四条)

## 第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 基本方針(第二百六十五条)

第二節 人員に関する基準(第二百六十六条・第二百六十七条)

第三節 設備に関する基準(第二百六十八条)

第四節 運営に関する基準(第二百六十九条—第二百七十六条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百七十七条—第二

百七十八条の二)

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第二百七十九条・第二百八十条)

### 第十三章 特定介護予防福祉用具販売

第一節 基本方針(第二百八十一条)

第二節 人員に関する基準(第二百八十二条・第二百八十三条)

第三節 設備に関する基準(第二百八十四条)

第四節 運営に関する基準(第二百八十五条—第二百八十九条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百九十条—第二百九十二条)

### 附則

#### 第一章 総則

#### (趣旨)

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十一条、第四十二条、第五十七条第四号(第六十一条において準用する場合に限る。)、第五十八条、第五十九条、第一百二十二条、第一百三十条、第一百四十五条第六項(第八十五条において準用する場合に限る。)、第一百八十条、第一百八十一条、第二百六十七条(第二百八十条において準用する場合に限る。))及び第二百七十九条の規定による基準

二 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八十三条第一項第一号及び第二項第一号ロ並びに附則第四条(第八十三条第二項第一号ロに係る部分に限る。)の規定による基準

三 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第四十五条、第六十一条、第一百五十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第九条(第四十五条、第六十一条、第一百五十五条、第八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第三十一条(第四十五条、第六十一条、第一百五十五条、第八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第三十五条(第四十五条、第六十一条、第八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第四十四条、第百五

条の二(第百十五条において準用する場合に限る。)、第百三十三条第一項(第百八十五条において準用する場合に限る。)、第百三十六條(第百八十五条において準用する場合に限る。)及び第百四十五条第七項(第百八十五条において準用する場合に限る。)の規定による基準

四 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百八十二条の規定による基準

五 法第百十五条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十七条、第四十八条、第五十七条第四号、第六十三条、第六十四条、第七十九条、第八十八条、第九十七条、第九十八条、第百十七条、第百二十九条、第百三十条、第百四十五条第六項、第百五十七条第二項及び第三項、第百六十一条第七項、第百八十七条、第二百八条第二項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百八十二条並びに第二百八十三条の規定による基準

六 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百十八条第一項、第百三十二条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第百五十三条第六項第一号イ(3)(床面積に係る部分に限る。)、第百八十八条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に限る。))及び第四号イ(病室に係る部分に限る。)、第二百五条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。))及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)、附則第二条(第百三十二条第六項第一号ロに係る部分に限る。)、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百七条、第百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第九条(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百七条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。))、第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。))、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第二十二條、第三十一条(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百七条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。))、第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。))、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第三十五条(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。))、第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。))、

第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第七十条、第七十七条第一項から第三項まで、第二百五条の二、第三百三十三条第一項(第二百五十九条及び第九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三百六十六条(第二百五十九条において準用する場合を含む。)、第四百四十五条第七項、第六十一条第八項、第九十一条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第九十八条、第二百条第六項、第二百十二条第七項、第二百三十四条第一項から第三項まで、第二百三十五条第一項及び第二項(第二百六十二条において準用する場合を含む。)、第二百三十九条(第二百六十二条において準用する場合を含む。)並びに第二百五十八条第一項から第三項までの規定による基準

八 法第十五条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第三百三十一条(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定による基準

九 法第五十四条第一項第二号又は第十五条の四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十四条第二項各号及び第十五条の四第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(平二七厚劳令一〇・一部改正)

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
- 三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- 六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。

七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(第四条から第九十五条まで 省略)

## 第七章 介護予防通所介護

### 第一節 基本方針

第九十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(以下「指定介護予防通所介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十七条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供

している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))(以下「指定通所介護事業者等」という。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))(以下「指定通所介護等」という。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。))の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

#### 四 機能訓練指導員 一以上

- 2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員(当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。))が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。))を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

- 7 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第六項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平二八厚労令一四・一部改正)

(管理者)

第九十八条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第三節 設備に関する基準

第九十九条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - 一 食堂及び機能訓練室
    - イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
    - ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
  - 二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定介護予防通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)に届け出るものとする。
- 5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指

定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平二七厚労令一〇・平二八厚労令一四・一部改正)

#### 第四節 運営に関する基準

##### (利用料の受領)

第百条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

##### (運営規程)

第百一条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

- 四 指定介護予防通所介護の利用定員
- 五 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第百二条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百三条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第百四条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第百五条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第百五条の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第九十九条第四項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(平二七厚労令一〇・追加)

(記録の整備)

第百六条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
  - 一 介護予防通所介護計画
  - 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 三 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録
  - 四 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
  - 五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(平二七厚労令一〇・一部改正)

(準用)

第百七条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十四条の二まで、第三十六条及び第五十二条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十四条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(平二七厚労令一〇・一部改正)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第百八条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる

限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第百九条 指定介護予防通所介護の方針は、第九十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 二 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。
- 三 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 四 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 五 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 六 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 七 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 八 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 九 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまで

に、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

十 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十一 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)

第百十条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

三 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第百十一条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## 第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

### (従業者の員数)

第百十二条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職

員。次項において同じ。)を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。

- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第五項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平二八厚労令一四・一部改正)

(管理者)

第百十三条 基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第百十四条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

イ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するもの

でなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準をもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)、第三十四条の二、第三十六条及び第五十二条並びに第一節、第四節(第百条第一項及び第百七条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百十五条において準用する第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第百条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(平二七厚労令一〇・一部改正)

(第百十五条から第二百九十二条まで 省略)

附 則 (平成二十七年一月二二日厚生労働省令第一〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月五日厚生労働省令第一四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)附則第一条第六号に掲げる施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。